

利根川

VOL.19

2003 4月号

利根川水系農業水利協議会
群馬県支部情報紙

編集・発行 利根川水系農業水利協議会群馬県支部
〒371-0837 群馬県前橋市箱田町350
027-251-4105



会員施設紹介コーナー



藤岡土地改良区（鮎川用水頭首工・鮎川貯水池分水工）

あゆかわようすいとうしゅこう ふじおかしかみひの めいしょうち
鮎川用水頭首工は、藤岡市上日野より流れ出る鮎川にあり、藤岡の名勝地
じゃばみけいこく
「蛇喰溪谷」の下流に位置しています。

けんえいあゆかわようすいとちがいりょうじぎょう
昭和21年～32年度にかけて施工された県営鮎川用水土地改良事業にお
きのう ろうきゅうか はげ
ける頭首工として機能してきましたが、老朽化が激しく平成11年度
けんえいちゅうさんかんちいきそうごうのうちぼうさいじぎょう うしまくさちく
県営中山間地域総合農地防災事業（牛秣地区）により、頭首工直近の1
ごうずいどうかいしゅう ま あ き でんどうか そうさしつ ほしゅう きのうこうしん
号隧道改修と共にゲートの巻き上げ機を電動化、操作室の補修など機能更新
はか
が図られました。

あゆかわちよすいちぶすいこう ずいどう かいきょ
鮎川貯水池分水工は、頭首工より取水後、隧道・開渠（総延長4.8km）の
どうすいる さんながわちよすいち ぶんすい
導水路を通り、鮎川貯水池及び昭和初期に施工された三名川貯水池へ分水す
しせつ
る施設です。



鮎川用水頭首工



鮎川貯水池分水工

みどり

広めよう！ 土地改良区の愛称「水土里ネット」

藪塚台地土地改良区（鹿の川沼調整池・国営畑かん水路）



こくえいわたらせがわえんがんのうぎょうすいりじぎょう
国営渡良瀬川沿岸農業水利事業により、昭和46年から昭和60年にかけて
 おおまとうしゅこう おかのぼりかんせんすいろ やぶつかだいちはた すいろ
て大間々頭首工・岡登幹線水路・藪塚台地畑かん水路が完成しました。
 けんえいはたちたいそうごうとちかいらりょうじぎょう
また、昭和54年から県営畑地帯総合土地改良事業が開始され、15年の
 のうどうせいび くかくせいりり はた じぎょう
歳月をかけて農道整備・区画整理・畑かん事業が完成しました。
 しょうすい すいげん くさき わたらせがわ
かんがい用水の水源は草木ダムであり、渡良瀬川から大間々頭首工により
 しゅすい けいゆ が がわぬま ちよすいりりょう
取水し、岡登幹線水路を經由して鹿の川沼（面積：27,368m²、貯水量：
 どうすい やぶつかだいちはた すいろ こくえい けんえい
50,000m³）へ導水、続いて藪塚台地畑かん水路（国営・県営パイプライン）
 やぶつかだいち ほじょう そうすい きゅうすいべん
によって藪塚台地の各圃場に送水され、給水弁よりスプリンクラー等の
 さんすいきくもち すい
散水器具を用いてかん水を行っています。



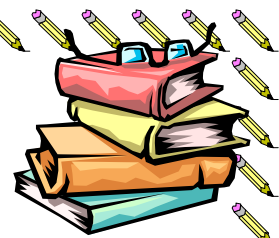
鹿の川沼調整池



国営畑かん水路

用語解説コーナー

ちすい りすい
治水とは何ですか？また、利水とは何ですか？



ちすい かせん りゅういき りゅうか ちいきじゅうみん
 ・治水とは河川の流域に降った雨を、海まで安全に流下させ、地域住民
 せいめい ざいさん
 の生命や財産を守ることじゃ。

また、治水には洪水調節を目的としたダムの建設、堤防の築造、
 ごがんこうじ こうずい ししょう かせんかんりしゃいがい せっち
 護岸工事の他洪水の流下に支障がないよう、河川管理者以外の者が設置す
 しせつ いち こうぞう しんさ ぶく
 る施設の位置、構造の審査なども含まれるぞ。

りすい こうきょう しゃん りゅうすい りすいしゃ のうぎょうようすい
 ・利水とは公共の資産である河川の流水を、利水者つまり農業用水、
 すいどうようすい こうぎょうようすい はつてんようすい しゅすい
 水道用水、工業用水、発電用水等を取水することじゃ！



水に関するコーナー



「関東流」と「紀州流」？

・新しい川を作って大きな川とつなぎ、流れを変えた江戸時代の工事法「関東流」は、都市や水田が増えていくにつれ、公水などの被害も多くなり、上流と下流との対立も引き起こした。そこで生まれたのが「紀州流」。

しっかりした高い堤防と護岸工事で、川をまっすぐにし、大きな川から直接水を取り入れられるように、用水路を発達させたんだ。

川があふれるとき、これを調整して栄養がたっぷりの山からの土を利用しようというのが「関東流」！

川の曲がり方を少なくして、用水路と排水路を分け、水の管理を簡単にしようというのが、「紀州流」じゃ！

水に関するQ & A

Q

河川指定とは何ですか？また、農業用排水路を河川指定することがなぜ出来るのですか？



A

河川指定についてじゃが、河川管理者の立場から河川を見た場合、河川法第1条（目的）に沿った河川管理が、河川管理者に与えられた責務なのじゃ！そのためには、河川を総合的に管理する必要があり、河川指定し河川法という法律のもとで河川管理が必要になるのじゃ！



農業用排水路を河川指定することじゃが、従来は水源開発・施設整備・運用等を利水者中心に行ってきたが、近年は河川管理者自らが多目的ダム等の建設を行い、治水・利水を含めた河川の総合的な管理を目指す方向にあるようじゃ！このような管理の一環として、農業用排水路についても河川指定を要求されることがあるようじゃ。

土地改良シンポジウムが県社会福祉総合センターにて 1月25日に開催されました！

みらい
「大切な水・緑・農村の明日を考える」
- ぐんまのあらたな里づくりを目指して -

第1部講演「食と農といのちを考える」講師：中村 靖彦（農政ジャーナリスト）

牛肉の偽装事件に始まり、表示違反事件、添加物使用問題など、最近、食の安全を脅かす事件が起きました。一連の事件の底流には、「食べる側」と「供給する側」との距離が遠くなったということがあります。

一連の事件を教訓として、食と農の距離を縮める努力をしなければいけない。その手立ての一つは、その土地で生産した「食」をその土地の人が消費することです。これと似た考え方で進められているのが「スローフード運動」です。「ファーストフード」に対抗する意味だけでなく、地域で生産される食材を、その地域のやり方で調理をして食べていただきたい。地域に根付いた歴史とか食文化も当然付随してくると思います。

こうした運動が注目されてきたのは、食材の生産と流通に対する反省だと思えます。野菜では大量運搬に耐えられる品種が全盛になり、野菜の外観等を重視して買うような消費者にも責任があると思えます。農業としては生命産業であることをもう一度再確認し謙虚さと恐れを持つべきです。

消費者が、価格は高いかもしれないけど「命を大事にした農産物、畜産物を食べる」と意思表示すれば、安全・安心を脅かす問題への対策となります。

第2部パネルディスカッション「ぐんまのあらたな里づくりを目指して」

パネリスト

・利根郡川場村長

よこさか たいち
横坂 太一

・県立中之条高校教諭

おおむら みつおみ
大村 光臣

・県立女子大学教授

しのぎ こ
篠木 れい子

・高崎経済大学地域政策学部長

よしだ としゆき
吉田 俊幸

・群馬県農政部土地改良課長

おない たかみ
尾内 孝巳



・「土地改良法の改正のポイント」について

尾内：「改正には二つの柱があり、事業の実施の際に環境との調和へ配慮する事と、地域住民の意向を踏まえて土地改良事業を実施する必要がある。」

・「環境との調和」について

横坂：「昔から条件の悪い場所に石積をして水田を造った棚田をうまく利用し、地域にマッチした景観・土地改良というのが絶対必要ではないか。」

篠木：「自然環境を非常に重視して公共事業に取り組んでいることに感心をいたしました。けれど、歴史的な生活的植物への配慮が足りないかな、という気持ちがあります。」

・「ぐんまのあらたな里づくりを目指して」について

大村：「土地改良とは、ただの整備だけではないと、子供たちへどのようにアピールしていくかが大切で、我々教える側の責任でもあると思えます。もっと私たちも土地改良区や土地改良連合会などに色々体験させていただけたらと思えます。」

吉田：「環境問題、地域の活性化と同時に土地改良実施の費用対策効果も含めて考えていく時代に来たと思えます。」

以上のような土地改良への取り組み方や環境への配慮などについて、意見が交わされ今後の土地改良事業を推進していく上で、重要な提言へと発展しました。